

# 『武辺咄聞書』と『常山紀談』

菊池真一

武辺咄の歴史を考える場合、『武辺咄聞書』と『常山紀談』とは重要な位置を占める。これについては別の機会に詳説する予定であるが、本論はこの両書の関係についての調査である。

## 一 『武辺咄聞書』の諸本

『武辺咄聞書』の諸本については、拙稿「武辺咄研究——『武辺咄聞書』基礎調査——」（『甲南女子大学研究紀要』第十九号、昭和五十八年三月）で報告した。ここでは、その後の調査の結果も踏まえ、書名のみを概略的な形でまとめ直しておくたい。『武辺咄聞書』は、ほぼ同内容ながら、次の如き様々な書名で以って流布した。（括弧内は外題）

武辺咄聞書（武辺咄聞書・武辺噺聞書・統武者物語・武隠

叢話・武隠叢話・武辺咄・武辺物語・武功筆乘）

武辺噺聞書（武辺噺聞書・武隠叢話・古事譚・武辺噺

武辺咄（武辺咄・武辺咄聞書）

統武者物語（統武者物語・武者物語）

武隠叢話（武隠叢話・武辺叢）

武隠叢話（武隠叢話）

武話叢書（武話叢書）

武辺聞書（武辺聞書）

武事雲談（武事雲談）

（武事雲談記）

武功記（武功記）

武林叢話 (武林叢書)

武辺物語 (武辺物語)

聞書武要実録 (武要実録)

(武道咄聞書)

近世名勇伝 (近世名勇伝)

武道実話 (武道実話)

(古老聞集記)

(古老物語)

近代武勇記 (近代武勇記)

武道聞書 (武道聞書)

世説雲談録 (世説雲談録)

近代武話 (近代武話)

古談実録 (古談実録)

この他、木村高敦編『武家閑談』(享保六年序)は、まさに『武辺咄聞書』そのものである。凡例には『武隠叢話』十二巻本を七巻とした旨記してある。誰の作とも知れなくなった『武辺咄聞書』(『武隠叢話』)を木村高敦は写し改題した訳である。なお、『武家叢談』(木活字本、十巻十冊)『古実話』(写本、九巻九冊、享保十七年序、長野素恒編)の両書は、『武辺咄聞書』によることが多い。

## 二 『武辺咄聞書』と『常山紀談』

前掲拙稿で若干触れたが、『武辺咄聞書』と『常山紀談』には類似の話が多く、後者が前者を素材源の一つとして利用していたであろうことは容易に想像できる。前節で述べた諸本をまとめて『武辺咄聞書』類」と考えると、湯浅常山がこのうちどの本を見ていたのかは不明だが、少なくとも『武辺咄聞書』類のいずれかの系統を見ていたことは間違いないと思われる。話を具体的にするため、本論では、『武辺咄聞書』類の中から岡山大学付風図書館池田文庫蔵『武辺咄聞書』(十七巻十七冊)を選び、これと『常山紀談』(無刊記整版本、本編二十五巻・拾遺四巻、『定本常山紀談』による)とを突き合わせ、両者の関係を考えることとする。池田文庫本を選んだのは、岡山という点に期待する所があっただけで、他意はない。

まず、『常山紀談』が『武辺咄聞書』を殆どそのまま書き写したに過ぎないような話がある。その所在と目録題を掲げ、括弧内に『武辺咄聞書』の話の所在を記す。

拾遺巻一の八「柴田因幡守退治上杉景勝出馬の事」(巻十

一の九)

拾遺卷一の十「高麗攻南大門合戦物語の事」(巻六の十二)

拾遺卷一の十二「津田長門入道慶物語の事」(巻八の六)

拾遺卷一の十三「島原落城の御平塚勘兵衛比類なき働の事」(巻九の十二)

拾遺卷一の十四「大坂落城の時細川玄蕃頭鎖合言上の事」

(巻十の五)

拾遺卷一の十五「伊藤伊右衛門、武田勝頼を討らしを津田

幸庵物語の事」(巻十の九)

拾遺卷一の十六「堀田右衛門持道具の事」(巻十の十)

拾遺卷一の十七「筑前岩出城攻秀康御年十四歳にて武勇御

心入の事」(巻十一の四)

拾遺卷一の十八「越後浪人大井田監物の事」(巻十一の八)

拾遺卷二の十一「関ヶ原御一戦御勝利稲次右近高名の事」

(巻五の十二)

拾遺卷二の十二「上杉浪人門田造酒之丞物語の事」(巻十

二の四)

拾遺卷二の十三「丹羽五郎左衛門物語の事」(巻十二の九)

拾遺卷二の十四「榊原の家人黒田彦左衛門の事」(巻十七

の四)

拾遺卷二の十五「浅野左衛門家人永田治兵衛働の事」(巻

十七の五)

拾遺卷三の二十八「佐久間河内守物語並渡辺内蔵助が狂歌

の事」(巻十二の八)

拾遺卷四の一「岐阜攻の時川々洪水によつて後藤又兵衛尋

問の事」(巻十三の三)

拾遺卷四の二「家康公慶長五年七月会津御免向の事」(巻

十三の五)

一例を挙げる。

『常山紀談』拾遺卷一の十七「筑前岩出城攻秀康御年十四歳にて武勇御心入の事」

天正十五年四月一日筑前岩出城筑前岩出城を秀吉公一時責に  
仰せ附けられ候。御先手浦生氏郷・前田利家前田利家なり。其の二番備は、  
羽柴三河少将秀康・佐々陸奥守・水野忠重水野忠重なり。山半分御上り  
のとき、「落城の間、御上り候こと御無用」、利家・氏郷氏郷より申  
し来る。秀康御年十四歳なり。「手に御違ひこれ無し」とて、  
無念に思召し落涙なされ候を、佐々成政深く感じ、「さすが家  
康の御子にて候、今日手に御違なしとて、御せきなされ候ひて、  
落涙なされ候。われにも様々諫め申し候由、家康公に似申し  
候」と替め申し候ときに、秀吉公仰せには、「左様にてなし。  
秀康はわが養子なれば、武勇の心入は皆々秀吉に似たるゆゑな

り」と仰せられしとなり。

『武辺咄聞書』卷十一の四

天正十五年四月朔日筑前岩田城御井備中守尉之ヲ秀吉公一貶責ニ被仰付候御先手蒲生氏郷前田利家也其二番備ハ羽柴三河少将秀康佐々陸奥守成政水野和泉守忠重也山半分登り候貶落城候間御上り候一御無用ト利家氏郷ヨリ申来ル秀康公御年十四也手ニ御逢無之トテ無念ニ思召落涙被成候ヲ佐々成政深ク感シサスカ家康ノ御子ニテ候今日手ニ御逢ナシト御セキ候テ落涙被成我々様々謙申候由家康ニ似被申候ト誉申候秀吉公左様ニテナシ秀康ハ我養子ナレハ武勇皆々秀吉ニ似タル故ナリト被申ケルトナリ

次に、『武辺咄聞書』によりながらも、湯浅常山なりの表現に変えている話がある。ちよつとした表現の相違が見られるものや、『武辺咄聞書』所載の話を要約したもの、あるいは他の史料をも参考にしつつ改変を加えたものなどをもこれに入れると、その数はだいぶ多くなる。傾向としては『武辺咄聞書』の話をやや簡略化したものが多い。前に同じく、その所在と目録題を掲げ、括弧内に『武辺咄聞書』の語の所在を記す。

卷一の二「輝虎平家を語らせて聞かれし事附佐野天徳寺の事」(卷十三の十)

卷一の十「毛利元就畿島合戦附盲人問者の事」(卷二の一)

卷二の一「東照宮大高城へ兵糧を入れ給ひし事」(卷一の

三)

卷二の四「信長上京の事」(卷二の十)

卷二の十「上杉謙信小田原へ攻め入られし事附上京の事」

(卷七の二)

卷二の十一「新発田治長の事」(卷九の十)

卷二の十二「信濃国川中島合戦の事」(卷七の八)

卷二の十三「謙信軍中に青竹を持たれし事」(卷十三の十

一)

卷三の五「三好実休懐死の事附光忠の刀の事」(卷七の三)

卷三の六「浦兵部高名の事」(卷五の九)

卷三の七「中村新兵衛・永原安芸守一騎打の事」(卷十四

の三)

卷三の十一「坪内某料理の事」(卷三の二)

卷三の十八「北条丹後指物の事」(卷四の九)

卷三の二十四「姉川合戦の事」(卷四の六)

卷四の八「謙信軍騎佐野城に入られし事」(卷十五の六)

卷四の十一「酒井忠次鷗巣城を乗り取られし事」(卷十七

の六)(卷十七の七)

卷四の十四「多田久蔵が事」(卷四の七)

卷五の一「勝頼の首穿撃の事」(巻十の九)

巻五の九「戸田半右衛門・山口小弁・佐々清藏功名の事」

(巻六の一)(巻六の二)

巻五の十三「明智光秀、信長公を弑する事」(巻十の一)

巻五の十八「光秀反状の事」(巻十一の三)

巻五の二十二「明智秀俊湖水を渡して坂本城に入る事」

(巻八の四)

巻六の十一「佐久間盛政生捕らるゝ事附久右衛門安次・源

六郎実政が事」(巻九の十二)

巻六の十四「平松金次郎始末の事」(巻四の二)

巻六の十六「本多忠勝忠勇の事附忠信の冑の事」(巻五の

六)

巻六の十九「秀吉、東照宮の御陣へ戦書を贈られし事」

(巻十七の三)

巻六の二十四「竹中重治の事」(巻四の四)

巻七の九「謙信・信玄二将の批評」(巻十三の八)

巻八の十二「薩摩勢根白の砦を攻むる事」(巻五の八)

巻九の二「豊臣閔白、北条征伐出陣の事附本多重次放言の

事」(巻二の三)

巻九の八「蒲生氏郷の陣夜討の事附氏郷金の三階官笠の馬

印を免されし事」(巻五の四)

巻九の十三「関白鶴ヶ岡参詣の事」(巻二の九)

巻九の十四「関白宇都宮にて佐野天徳寺と物語の事」(巻

十一の五)

巻九の十五「蒲生氏郷大志の事」(巻五の五)

巻九の二十五「酒井金三郎本を忘れざる事」(巻九の八)

巻九の二十九「竹俣兼光の刀の事」(巻七の四)

巻九の三十一「冑の名様々有りし事」(巻八の五)(巻九の

七)

巻十の四「沢村大学朱柄の鎗を持する事」(巻三の四)

巻十の五「加藤清正天草の一揆退治の事」(巻三の十一)

巻十の十五「太閤名護屋にて大言の事」(巻七の六)

巻十の十六「菅政利・後藤基次虎を斬る事附羅山先生南山

銘の事」(巻四の十六)

巻十の二十一「清正の武備嚴重なりし事」(巻三の十三)

巻十の二十五「清正の花押筆画多かりし事」(巻二の十一)

巻十の二十七「和寧館合戦栗山利安武功用意の事」(巻十

五の二)

巻十一の三「久世三四郎・坂部三十郎物見の事」(巻七の

七)

卷十一の十六「三木牛之助鍛形の詩歌の事」(卷十五の一)  
 卷十一の二十「秀康御伏見にて妓女國が舞を見給ひし事」  
 (卷七の五)  
 卷十一の二十一「直江兼統が事」(卷十一の七)  
 卷十二の二十二「石田三成・直江兼統密謀の事」(卷二の二)  
 卷十二の二十四「石田が党東照官を謀り奉らんとせし事」  
 (卷四の一)  
 卷十二の五「下野国小山上杉入菟讓論の事」(卷四の十)  
 卷十二の十四「兼松又四郎一柳の陣見切の事附兼松武功言上の事」(卷十の十一)  
 卷十三の二「後藤又兵衛決断の事」(卷十三の三)  
 卷十三の十九「飯尾甚大夫一騎先駆の事附成合平左衛門が事」(卷十の十二)  
 卷十四の九「三刀谷監物田辺城に籠る事」(卷十二の十)  
 卷十五の一「伊勢国阿濃津城軍の事附佐治健殿が事」(卷十三の七)  
 卷十五の十三「肥後国宇土城攻杉本次郎介夜討の事」(卷三の八)  
 卷十六の三「佐竹義宣国替の事並軍野丹波が事」(卷六の

六)  
 卷十六の五「前田慶次が事」(卷十五の八)(卷十五の九)  
 (卷十六の一)(卷十七の二)  
 卷十六の六「出羽国長谷堂合戦上泉主水討死の事」(卷十六の一)  
 卷十六の七「伊達上杉陸奥国松川合戦の事附水井善左衛門・岡野左内が事」(卷八の八)(卷九の四)(卷九の六)  
 卷十六の九「越後国一揆堀直寄武功の事附千利休が事」  
 (卷六の三)(卷十の十三)  
 卷十七の一「真田昌幸父子三人始末の事」(卷一の五)(卷一の六)(卷一の七)(卷一の八)(卷一の九)  
 卷十八の十五「加藤忠広物語並飯田覚兵衛が事」(卷三の十三)  
 卷十八の十七「黒田如水遺言の事」(卷十一の十一)  
 卷十九の十六「福島正則領國を召放さる、始末の事」(卷十の三)  
 卷二十一の五「塙団右衛門阿波の陣へ夜討の事」(卷二の十二)(卷二の十四)  
 卷二十一の六「木村・畑・田屋・牧野四士武功の事」(卷十の十)

卷二十二の十六「大坂御陣中御仕度の事」(巻四の三)

卷二十二の十七「本多・落合功を論ずる事」(巻十の十二)

卷二十二の十八「後藤又兵衛が事」(巻十三の二) (巻十三の二)

卷二十三の一「直江山城守、閻魔王に書を贈りて訴訟人を斬る事」(巻十一の六)

卷二十三の二「安藤直治紀州打の刀を成瀬正成に贈られし事」(巻十一の二)

卷二十三の十二「大音主馬助先登を論ずる事」(巻十一の十)

卷二十三の十三「永田治兵衛功名の事附壺井合戦の事」

(巻四の二十) (巻十七の五)

卷二十三の十四「於万の方、塙団右衛門を扶持せられし事」

(巻三の一)

卷二十三の十六「優婆塞の馬の事附信玄馬をえらばれし事」

(巻八の二)

拾遺卷一の九「紀伊大納言頼宣卿十三歳にて大坂攻御先手を望まるゝ事」(巻六の十)

拾遺卷一の十一「越前黄門秀康御伏見御屋敷へ於園を召さるゝ事」(巻七の五)

拾遺卷三の二十七「上杉弥五郎が事」(巻十の八)

拾遺卷四の八「源君、久世三四郎・坂部三十郎へ物見仰附けるゝ事」(巻七の七)

拾遺卷四の十九「源君御威從中根左源太勘氣御免の事」(巻三の十五)

拾遺卷四の二十「島原一揆の時紀伊頼宣御明知の事」(巻五の十)

一例として、『常山紀談』が『武辺咄聞書』の話を簡略化している場合を掲げる。

『常山紀談』巻三の二十四「姉川合戦の事」

姉川の軍に信長は、竜が鼻山を左にして浅井長政に向はる。

東照宮は竜が鼻を右にして朝倉が二万あまりに向はせ給ふ時、

小笠原与八郎氏助二千ばかり先陣に進んで川を渉る。氏助が兵

伏木久内・中山是非之助・吉原又兵衛・林平六・伊達与兵衛

門・奈左近右衛門・渡辺金大夫照、七人鎧を合する中にも、渡

辺は朱の傘に金の短冊十八附けたる指物を差し、堤の上を進む。

信長見て其の夜召し出して、「天下の鎧なり」といふ感状に貞

宗の刀を添へて与へらる。残る六人の者ども憤りて、「各鎧す

すんで鎧を合せしかども、畠の中なりしゆゑ認められず候」と

申しければ、六人とも信長、感状を与へらる。

『武辺咄聞書』卷四の六

元龜元年六月廿八日江州姉川合戦ノ時信長公ハ竜鼻山ヲ左ニ被成姉川ノ本瀬ヘカ、リ浅井長政ト御合戦家康公ハ竜カ鼻山ヲ右ニ被成姉川下ノ瀬渡朝倉孫三郎景恒カ二万余ニ御向被成候御先手小笠原与八郎氏助二千ニテ先川渡リ堤ヲ上リニ朝倉ニ向テ合戦小笠原内伏木久内中山是非之助吉原又兵衛林平六伊達与兵衛門奈左近右衛門渡辺金太夫七人廻ヲ合ル但伏木伊達林中山吉原五人ハ堤ヲ下テ畠山ヲ行ユヘ堤陸ニ隠レ川向ヨリ信長公不掛御目渡辺金太夫ハ朱ノ逆傘ニ金ノ短尺十八枚付タル指物ニテ堤ノ上ヲ行晴ナル廻ヲ合ル故川向ヨリ信長公御遠見被成御感ナリ但門奈左近右衛門モ堤ノ上ニテ廻ヲ合レモ猿ノ皮ノ投頭巾ニテ指物ナキ故シカト信長公御目ニ不入其夜信長公ヨリ家康公ヘ被仰遣今日ノ合戦ニ御先手朱傘ニ金ノ短尺付タル指物ノ兵一番廻仕候其者ヲ御越可有トテ被召寄則渡辺金太夫ヲ御前ニ召天下第一ノ廻ト有御感状ニ御腰ニ御サシ候貞宗ノ御脇指ヲ被下残りノ者モ大ニ慎リ我等ハ早ケレモ堤ヲ下リテ畠中ニテ廻合故不掛御目金太夫ハ八間余モ遅ケレモ堤ノ上ナル故ニ信長公御覽ニ入我々ニ御感状被下候ヘト訟ケレハ残六人モ御感状被下ケル

三 まとめ

前節前半部の調査結果から、『常山紀談』拾遺四巻は、本編二十五巻とはだいぶ違った性格を有していることが判る。ここに挙げた話以外のものも考え併せると、夙に森銃三氏が指摘されたように、「拾遺は正編が成つてから残した材料といふよりも、前々から書留めて置いた材料で、正編に入取る、に及ばなかつたもの」で、「人に示す意志はなくて、未整理のまゝで残してあつたのを、正編を刊行するに当つて、併せて公にすることにしたものでらしい」と考えるのが真相に近いのではないかと思われる。(岩波文庫『常山紀談』下巻解題。昭和十五年。後、森銃三著作集第十巻所収。昭和四十六年)『常山紀談』拾遺四巻及び『雨夜燈』の成立については別稿で論ずるが、本編では、前節後半部の調査結果の内、『武辺咄聞書』と『常山紀談』本編二十五巻との比較についてまとめることとする。

岡山大学付属図書館池田文庫蔵『武辺咄聞書』(十七巻十七冊)に即して言えば、全百九十一話のうち、九十四話が『常山紀談』の成立に関与していることになる。無刊記整版本『常山紀談』本編二十五巻に即して言えば、全四百八十八話のうち、



七十七話が『武辺咄問書』によるものである。ほぼ半数の話を『常山紀談』に利用された『武辺咄問書』は無論のこと、その約六分の一の話を『武辺咄問書』によった『常山紀談』を考へても、両書の間の影響・利用関係には大きなものがあると言えよう。

『武辺咄問書』が、後代にどれほど大きい影響を与えたか、その一端が本論での調査からうかがえるし、『常山紀談』がいかなる過程を経て成立したかについても、本論での調査を資料の一つとして議論を展開することが可能であろう。これらの点については、別の機会に論ずることとしたい。

〔付記〕本論をまとめるにあたり、昭和五十八年度科学研究費補助金（奨励研究A）の一部を使用した。